

車いす貸し出しにあたっての注意事項

※必ずお読みください

- ◆申請者もしくは利用者が麻生区在住・在宅の方で、一時的・緊急的な場合に貸し出します。貸し出しは無料です。
- ◆貸し出し期間は、原則として貸出日、返却日を含めて1ヶ月以内とします。期間内に必ずご返却ください。なお、返却日が休日の場合は、その翌日に返却とします。
- ◆やむを得ない理由により、期日までに返却できない場合は、必ず、返却日前に下記までご連絡ください。
- ◆車イスが損傷した時、または使用中に事故が発生した場合は速やかに下記までご連絡ください。なお、車イスの構造上の問題以外による事故及びケガについては責任を負いかねます。
- ◆故意に車イスを紛失、破損させた場合には、修理や買い替え費用の実費を請求する場合があります。

〈問合せ先〉

川崎市麻生区社会福祉協議会 地域課

TEL 044-952-5500

FAX 044-952-1424

住所 麻生区万福寺 1-2-2

新百合 21ビル 1階